

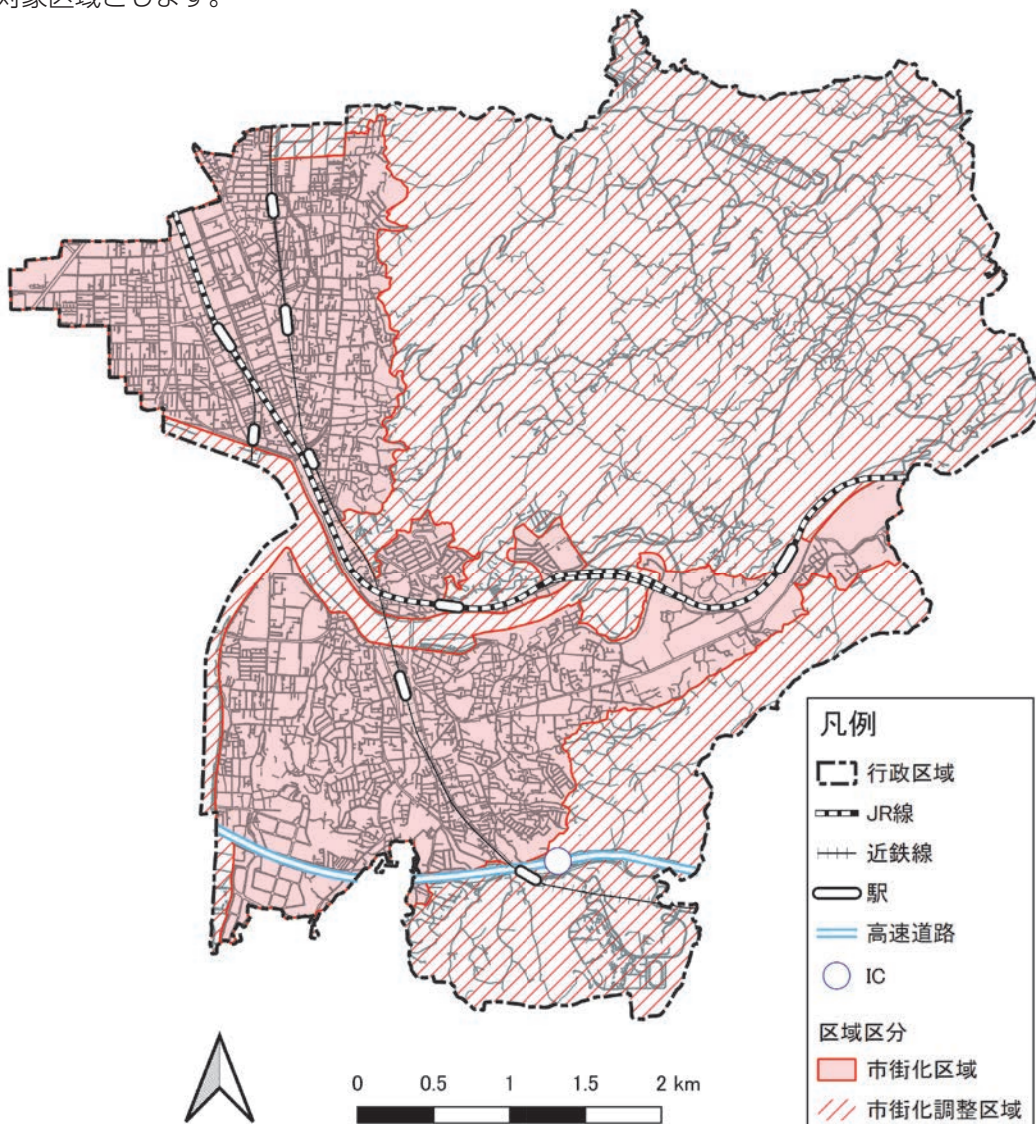
(1) 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市の政策や住民等の意向などを反映して、目指すべき都市全体の将来像や都市の骨格的な姿を明らかにするとともに、その実現に向けた長期的な都市計画の方向性を定めるものです。

(2) 計画の対象範囲と期間

1) 計画の対象範囲

本計画では都市計画法の「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」という基本理念に基づき、本市における一体的なまちづくりを推進するため、柏原市全域を対象区域とします。



図：計画対象範囲

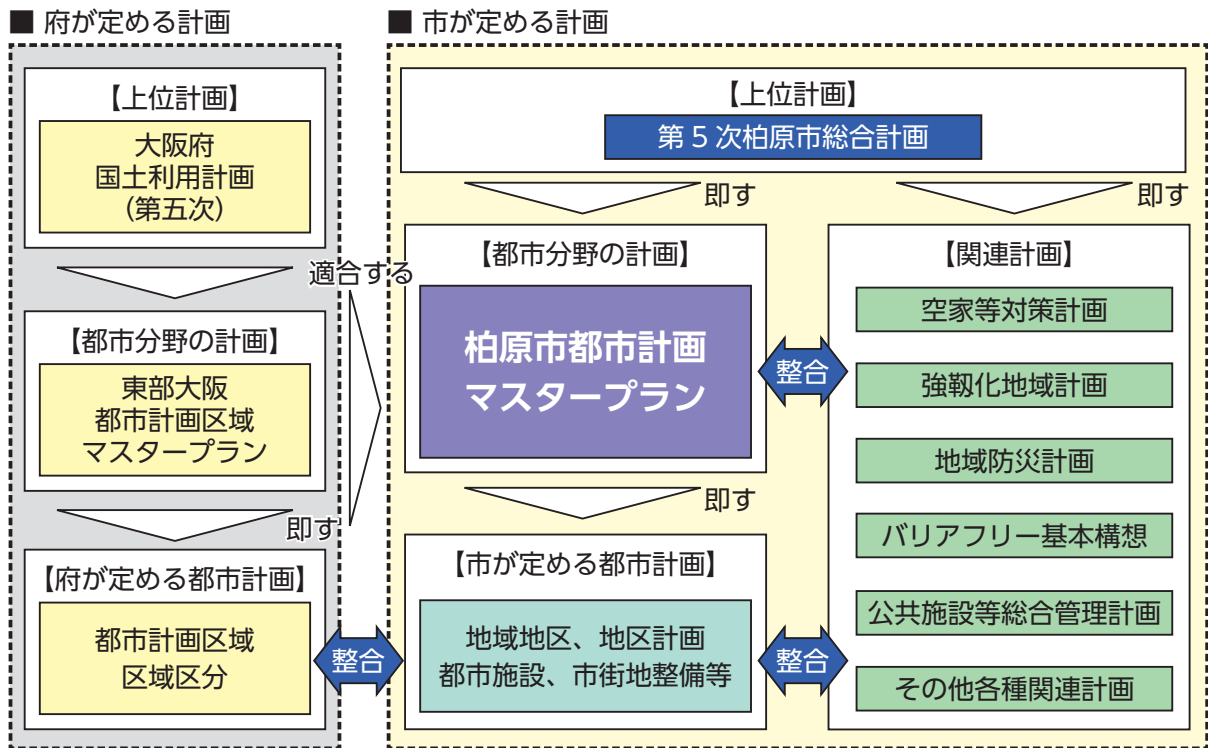
2) 計画の期間

令和4年(2022)から20年後を見据えながら、計画期間を10年後の令和14年(2032)までの10年間とします。なお、上位計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3) 計画の位置づけ

「柏原市都市計画マスタープラン」は、「第5次柏原市総合計画」や府が定める「東部大阪都市計画区域マスタープラン」に即して定めるものです。

また、「都市計画マスタープラン」が、地域地区、都市施設、市街地開発事業等、主に都市計画制度のツールを用いて都市の将来像の実現を目指すための計画となっています。



図：計画の位置づけ